

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ぼだいじホームヘルパーステーション 居宅介護運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が設置するぼだいじホームヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定居宅介護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定居宅介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 指定居宅介護の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 前三項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）及び「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」に定める内容のほか関係法令を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ぼだいじホームヘルパーステーション
- (2) 所在地 滋賀県湖南市菩提寺東四丁目1番5号

（事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等

に規定されている指定居宅介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、次の責務を行うこととする。

- ・ 事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握
- ・ 従業者に対し具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報の伝達
- ・ 従業者の業務の実施状況を把握
- ・ 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理の実施
- ・ 従業者に対する研修、技術指導等の実施
- ・ 居宅介護計画の作成等を行う。
- ・ その他サービス内の管理について必要な業務を実施

- (3) 従業者 介護福祉士・訪問介護員養成研修1級課程修了者・2級課程修了者・
初任者研修修了者・実務者研修修了者 10名以上

従業者は、居宅介護計画に基づき指定居宅介護の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1名以上（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く）

（指定居宅介護を提供する主たる対象者）

第6条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

（指定居宅介護の内容及び利用料等）

第7条 指定居宅介護の内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容

- ・ 食事の介護
- ・ 排せつの介護
- ・ 入浴の介護
- ・ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

- ・ 調理
- ・ 洗濯
- ・ 掃除
- ・ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(4) 生活等に関する相談及び助言

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、湖南省、野洲市の区域とする。

（非常災害時の対応）

第10条 非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築するように努める。

（苦情解決）

第11条 供した居宅介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業者は、事業所において利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（業務継続計画の策定に関する事項）

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策に関する事項）

第14条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（身体拘束等の禁止）

第15条 事業者は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1か月以内

（2）継続研修 年6回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇

用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（付 則）

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。